

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年10月20日

月 曜 日

第 3827 号

## 目 次

### 告 示

- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意 1
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 2
- 道路の位置の指定
- 指定介護老人福祉施設の指定 3

### 公 告

- 開発行為の工事完了
- 大規模小売店舗立地法による意見書の概要 4
- 都市計画の変更案の縦覧

## 告 示

### 富山県告示第442号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条の2第2項の規定による次の届出を審査した結果、同法第 112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第 112条の2第3項の規定により公示する。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加入区	届出年月日
能登 繁 黒部市生地 108番地 小幡 孝治 黒部市浜石田 129番地30	黒部加入区 黒部市一円の区域	平成26年9月24日

高井 光二 高岡市下牧野89番地4 矢野 信吾 射水市本町二丁目9番2号	新湊加入区 射水市一円（本江を除く。） 及び高岡市一円（太田及び 渋谷を除く。）の区域	平成26年9月24日
---	--	------------

### 富山県告示第443号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

平成22年10月20日発生の黒部加入区及び新湊加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号に該当するため消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第444号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	76.75	南砺市苗島 125 番14	南砺市苗島 125 番14	平成26年 7月17日
2	6.00	16.95	黒部市堀高2番 6	黒部市堀高2番 6	平成26年 7月22日
3	5.40～ 6.00	51.12	黒部市田家新字 宮野520番5	黒部市田家新字 宮野520番5	平成26年 7月24日

4	5.98～ 6.00	57.55	魚津市浜経田 3260番1	魚津市浜経田 3294番1地先	平成26年 8月14日
5	6.00	36.84	滑川市田中町 164番3	滑川市田中町 164番3	平成26年 8月14日
6	4.02～ 5.18	34.07	下新川郡入善町 入膳字高堀4199 番4地先	下新川郡入善町 入膳字高堀4199 番4	平成26年 8月20日
7	6.00	51.00	滑川市下島 164 番7	滑川市下島 172 番1地先	平成26年 9月29日

### 富山県告示第445号

指定介護老人福祉施設の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により公示する。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

指定年月日	事業者番号	申 請 者		施 設	
		名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成26年 10月17日	1671600813	社会福祉法人 中新川福祉会	中新川郡舟橋 村舟橋58番地 1	特別養護老人 ホームふなほ し荘ユニット ほっと	中新川郡舟橋 村舟橋58番地 1

~~~~~  
公 告  
~~~~~

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市改養寺10番 1 外 3 筆	/	/	黒部市犬山 213 番地の 1	株式会社ナカノ
射水市三ヶ2695番 1 及び 2696番 1	/	/	射水市本町三丁目18番 28号	石灰 晃

### 大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

平成26年 8 月 22 日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング城川原店 富山市城川原三丁目 253 番 ほか14筆

#### 2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

#### 3 市町村の区域内に居住する者等の意見の概要

- (1) 交通渋滞に関すること
- (2) 騒音に関すること
- (3) その他

#### 4 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

#### 5 縦覧期間 平成26年10月20日から平成26年11月20日まで

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案

を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・3・115号 駅前線

3・5・501号 庄川放生津線

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

射水市小島字川田、八幡町二丁目、越の湯町及び堀岡字西浜の各一部

変更する部分

射水市北野字大島、小島、北野字八切及び八幡町三丁目の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年10月21日から平成26年11月4日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画道路

(名称) 3・4・22号 荒木線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

南砺市荒木

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年10月21日から平成26年11月4日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

南砺市建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

### 都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成26年10月20日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 都市計画の種類及び名称

(種類) 黒部都市計画道路

(名称) 3・4・6号 南線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

黒部市新町字一番割

ただし、別紙図面表示のとおり。

## 3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

## (1) 期間

平成26年10月21日から平成26年11月4日まで

## (2) 場所

富山県土木部都市計画課

黒部市都市建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

